



発行 東京都

目次

規則

○指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分（二件）
○東京都地域冷暖房区域の指定
○環境局都市地球環境部環境都市づくり課
○東京都地域冷暖房区域の変更

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請
○特定非営利活動法人の設立の認証申請

規則

指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十四年三月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都規則第十二号

指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定知的障害児施設等の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入

所施設の指定等に関する規則

第一条中「のほか、」の下に「法第二十一条の五の三第一項の指定障害児通所支援事業者及び」を加え、「指定知的障害児施設等（法第七条第六項の指定医療機関を除く。以下「指定施設」を「指定障害児入所施設（以下これらを総称して「指定障害児通所支援事業者等）」に改める。

第二条の見出し中「指定」の下に「又は指定の更新」を加え、同条第一項中「第二十四条の九第一項の規定による」を「第二十一条の五の十五第一項若しくは法第二十四条の九第一項に規定する」に改め、「指定の申請」の下に

「又は法第二十一条の五の十六第一項若しくは法第二十四条の十第一項に規定する指定の更新の申請」を加え、「指定知的障害児施設等指定申請書」を「障害児通所支援・障害児入所支援指定（更新）申請書」に改め、同条第二項中

「指定すると決定したとき、又は却下すると決定したとき」を「指定若しくは指定の更新又は却下の決定をしたとき」に改め、同条第三項中「第二十四条の二第一項の規定により指定」を「第二十一条の五の三第一項若しくは法第

二十四条の二第一項の規定による指定又は法第二十一条の五の十六第一項若しくは法第二十四条の十第一項の規定による指定の更新」に、「に係る施設」を「又は指定の更新に係る事業所又は施設」に改める。

第三条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条中

「第二十四条の十三」を「第二十一条の五の十九第一項又は法第二十四条の十三」に改め、「届出は、」の下に「事業所の名称及び所在地並びに」を加え、「ついで、」を「係るものにあつては」に改め、「（別記第二号様式）により」の下に「、事業の再開に係るものにあつては再開届出書（別記第二号様式の二）により、それぞれ」を加え、

同条に次の一項を加える。

2 法第二十一条の五の十九第二項の規定による届出は、

廃止・休止届出書（別記第二号様式の三）により行うものとする。

第五条中「第二十四条の十七」を「第二十一条の五の二十三第一項又は法第二十四条の十七」に改める。

第六条中「第二十四条の十八」を「第二十一条の五の二十四又は法第二十四条の十八」に改め、同条第一号中「指定施設」を「指定に係る事業所又は施設」に改め、同条第

二号中「指定施設」を「申請者又は施設」に改め、同条第三号中「指定、」の下に「事業の廃止、」を加え、同条第四号中「指定施設」を「障害児通所支援又は障害児入所施設」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第六条の二 法第二十一条の五の二十五第二項（法第二

十四条の十九の二において準用する場合を含む。）の規定による届出又は法第二十一条の五の二十五第四項（法第

◎東京都告示第五百二十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

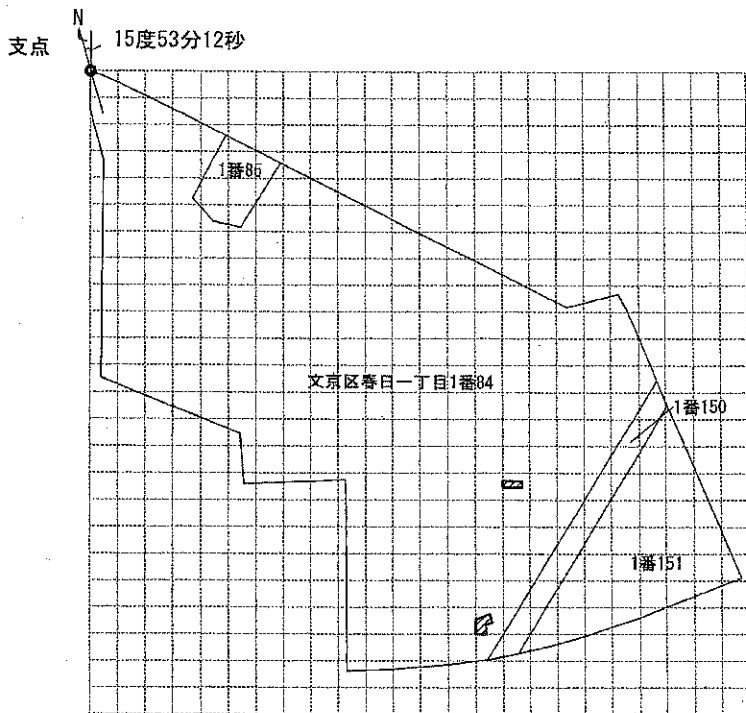
平成二十四年三月二十七日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（文京区春日一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



<支点>
支点は、文京区春日一丁目1番84の最北端とする。

<格子の回転角度>15度53分12秒
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- : 形質変更時要届出区域
- : 筆境界
- : 単位区画境界線

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

○都市計画事業の認可.....(都市整備局都市基盤部街路計画課).....一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定.....(環境局環境改善部化学物質対策課).....一

○救急医療機関の申出事項の変更.....(福祉保健局医療政策部救急災害医療課).....二

○介護保険法による指定調査機関の廃止.....(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課).....二

公告

○優良映画の推奨.....(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課).....二

○再開発等促進区を定める地区計画の原案.....(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課).....三

告示

●東京都告示第七百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十四年四月十七日

- 一 施行者の名称 東京都知事 石原 慎太郎
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百六十一号線
- 三 事業施行期間 平成二十四年四月十七日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 取用の部分 葛飾区南水元一丁目及び南水元二丁目各地内
 - 使用の部分 なし

●東京都告示第七百八十七号

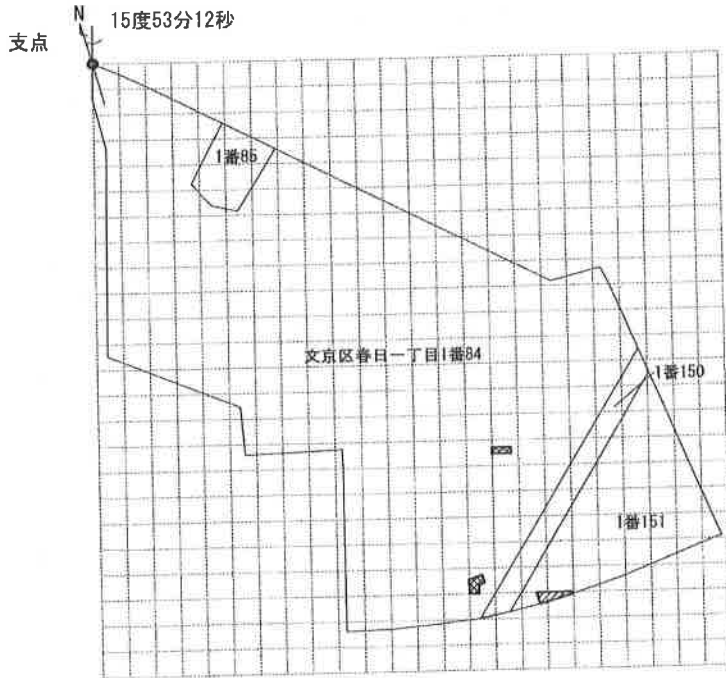
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年四月十七日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(文京区春日一丁目地内)

- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物







別図

<支点>
支点は、文京区春日一丁目1番84の最北端とする。

<格子の回転角度>15度53分12秒
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

-  : 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
-  : 形質変更時要届出区域 (平成24年東京都告示524号により指定された区域)
-  : 筆境界
-  : 単位区画境界線

●東京都告示第七百八十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第一項の規定に基づき告示した診療所から、申出事項の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成二十四年四月十七日

東京都知事 石原 慎太郎

一 所在地の変更

名称	変更前	変更後	変更年月日
医療法人社 三翔会お	町田市根岸町 二十七番地一	町田市根岸町 千九番地四	平成二十四年二月十八日
か脳神経外科			

●東京都告示第七百八十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第百十五条の四十一の規定により指定調査機関の廃止を許可したので、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十七条の九の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月十七日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 名称 みずほ総合研究所株式会社
- 二 所在地 千代田区内幸町一丁目二番一号
- 三 廃止年月日 平成二十四年三月三十一日
- 四 許可年月日 平成二十四年三月八日

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年